

# 調整給付金・こども加算給付金 申請はお済みですか？

## 調整給付金

**申請期限** 令和6年10月31日(木)

**支給対象者** 以下をすべて満たす方

- ①潮来市で令和6年度個人住民税が課されている。
- ②令和6年度の合計所得金額が1,805万円以下である。
- ③定額減税可能額※1が令和6年分推計所得税額※2または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る。  
※1 定額減税可能額：給付額算定時点の納税義務者および配偶者を含めた扶養親族に基づき算定された額  
※2 令和6年分推計所得税額：令和6年度分個人住民税課税情報（令和5年分所得税額）を基に推計した額

### 申請方法

対象と思われる世帯には、7月22日から順次、市から「確認書」を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

#### 【お問合せ】

- 定額減税・調整給付額について：税務課 税務グループ ☎63-1111 内線133・134
- 調整給付金支給について：社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391

## こども加算給付金

**申請期限** 令和6年10月31日(木)

**対象児童** 平成18年4月2日から令和6年10月31日までの間に出生した方

**支給対象者** 以下いずれかに該当する方

- ①「令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金」の対象世帯であり、令和6年6月3日時点で、上記の対象児童と同一の世帯に属している方、または対象児童を扶養している方
- ②「令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金」の対象世帯であり、令和6年6月4日以降、離婚等の理由により対象児童と同一世帯の世帯主となった方、または扶養している方
- ③所得の申告や課税区分の変更、その他何らかの事由により、「令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金」の対象世帯となった方であり、対象児童と同一の世帯に属している方、または扶養している方
- ④「令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金」の対象世帯であり、令和6年6月4日以降に生まれた児童を養育している方

※その他要件に該当するか不明な場合はお問合せください。

**申請方法** 子育て支援課に必要書類を郵送または持参  
必要書類についての詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線388

### 定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください！

国税庁や県、市から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報(銀行の口座番号や暗証番号等)をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。不審な電話やSNS、被害の相談については、警察相談専用電話(「#9110」番)、または行方警察署(☎0299-72-0110)にお問合せください。